

# 資本主義と現代国家 (1)

——「経済的国家」の変貌——

野村昭夫

はじめに

- I. 1950～60年代の国家：「福祉国家」
  1. G. ミュルダールの「福祉国家」論
  2. 「福祉国家」と国際経済の分裂
  3. ミュルダール「福祉国家」論の評価
- II. 1970年代以降の「現代国家」の内実とその特徴
  1. 生産と資本の「国際化」
  2. 資本と国家の「領域の不一致」と「一対一の非対応」
  3. EC=EUにおける国民経済領域の開放
  4. 「1992年域内市場」の評価  
(以上本号)  
(以下次号)
- III. 資本主義と「現代国家」
  1. 1970～80年代の国家
  2. 1990年代以降の国家

はじめに

本稿のテーマは、いわゆる「国家論」そのものの再検討あるいは再構成ではない。とりあげるのは、1970年代以降の世界経済の諸条件の根本的変動のもとで、「現代国家」の力能、役割、目的などに生じた顕著な変化、およびそれらを規定している諸要因の因果関係、その新しい位相、それらの意義等についてのごくラフな考察である。具体的にいえば、ますます相互関連を

強めつつある現代世界経済システムのなかでの諸国家の権限とその限界、国家がなしうるものとなしえないものとの境界の画定、そのようにして出現する「現代国家」の相貌とその位置づけなどに関する検討と問題提起である。

はじめに「現代国家」と呼ばれるものの、史的地位を明らかにしておかなければならない。一般には「現代国家」の出現は、1929～32年の世界恐慌（World Crisis）を契機とする1930年代の長期不況に対処するために、欧米主要諸国で導入された国民経済への国家の介入、そのための経済諸政策の体系的整備を発端とするものだった、とされている<sup>1)</sup>。

しかしこの時期は、「現代国家」の胚胎期であって、第二次世界大戦を挟んで、それは発展と変貌をくりかえしてきた。その様相をごく概括的に区分するならば、1950～60年代の第一段階と、1973年以降現代に至る第二段階とに分けられる。第一段階は、国民経済のほぼ順調な拡大（いわゆる高度経済成長と完全雇用）とが達成された時期であり、これと対照的に第二段階は、欧米工業化諸国経済の長期停滞、雇用の頭打ちと低下を主要な特徴とする、あらゆる側面での深刻な構造変動の時期であった。こうした基本的諸条件の変化に対応するために、国家の目的、役割、統括領域などの点でも、当然、

## 資本主義と現代国家 (1)

かなり重大な刮目すべき変動と変貌とが顕在化するに至った。

第一段階と第二段階における世界経済の根本的な変動をもたらしたもう一つの重要なメルクマールは、世界経済の相互連関、そのシステム化の原動力が、各国間の経済的接近の増大による伝統的な経済領域の相互滲透、その境界の不明確化という状況の出現であった。第二段階における最も注目すべきこのような変化によって、いまや国民経済と領域国家とは深刻な変貌をよぎなくされ、新しい状況への対処と適応をせまられている。

本稿で検討と分析の対象とするのは、このような変動が、第二段階の現代国家にどんな影響をあたえたか、その結果「現代国家」はどんな変貌を顕現しつつあるかについての素描と問題提起である。

### I. 1950～60年代の国家：「福祉国家」

#### 1. G. ミュルダールの「福祉国家」論

1950～60年代の西・西北ヨーロッパ諸国における国家の基本的な性格や特徴を簡潔に要約すれば、それはG. ミュルダール (Gunnar Myrdal) が規定したように、ひとまず「福祉国家」とすることができる。しかしこの「福祉国家」という規定でミュルダールが明らかにしようとしたのは、「富裕で進歩的な西欧諸国での経済計画へ向う趨勢と、この趨勢の国際的な意味関連」との関わりを明らかにしようとしたことであった。ミュルダールの福祉国家論においてまず着目され、重要な地位をあたえられているのは、1940～50年代に西欧諸国で有力な傾向となり、次第に注目されるようになった経

済計画への趨勢であった。これについてミュルダールはつぎのように述べている。

「われわれの諸国民経済は、一世紀以前、いや、半世紀以前にさえだれも夢想しえなかった程度にまで、ますます統制され、組織化され、整合される、すなわち「計画化」されるようになったのである。……誘発された諸変化によって漸進的に計画が出現し、それらの変化はすべて社会的統制を増大する方向に作用し、計画的整合度の不断の上昇を要求したのである<sup>2)</sup>」。

こうして「国家干渉の総量はそののち着実に増加し、しかもその増加は逡増的であった」が、西欧的諸国におけるこのような「国家干渉は計画しようとする意識的決意の結果ではなくて、一般に計画化に先行したものであった<sup>3)</sup>」。

ほとんどすべての西欧諸国における「経済計画化に向う傾向は、すでに特定の分野では成人になり切った国家の干渉方策にいつその秩序と合理性を導入しようとする企てがつぎつぎに行なわれることによって、そのコースを明確にされている」のであって、「経済生活での国家干渉のこの量的増大は、第一次大戦とともに始まったところの、終ることを知らない国際関係の激変によって、恐ろしい勢いで加速化されてきた<sup>4)</sup>」。こうして「国内の安定にかかっている国民的利益、すなわち労働者の雇用、農民の福祉、および一般的にいて、生産と消費の攪乱されない継続などを保護するために、すべての国家は、いやおうなしに新しい急進的な干渉を、その外国貿易や外国為替関係の分野だけでなく、国民経済の他の部門でも、企てないわけには行かないと感ずるようになってきた<sup>5)</sup>」。ミュルダールの興味を惹いたのは、「第一次大戦以来の国際的危機の継起がその効果として、

個々の国で国家干渉の量的増大へ向う長期趨勢に拍車をかけたということだけ」であった<sup>6)</sup>。

このようにしてミュルダールにとって、「福祉国家」とは経済過程への国家干渉の増大およびその体系化とシノニム（同義語）となり、福祉国家の本質的な性格がこのようなものとして把握されるに至った。これがミュルダール国家論で、まず強調される第一のポイントである。

こうした観点は戦後資本主義の、あるいは西欧的国家の基本的性格についての一般的定義をみちびき、とりわけフランス、オランダ、イタリア、さらにスウェーデン等の諸国の国民経済運営に関して“dirigisme”（統制主義）あるいは“guided capitalism”（誘導資本主義）という性格規定が行なわれ、広く容認されるようになった<sup>7)</sup>。1940年代末～1960年代末までの一般の状況は、およそ以上のようなものであった。

さらにこれらの年代における国家の性格の検討や分析をつうじて、ミュルダールが提起した第二の、さらに重要な論点は、一方における「西欧的」福祉国家の発展と、他方における「競争的市場の漸進的崩壊を統制できる方策をとるために、経済生活への国家干渉に、ますます大きな領域が残されることになった」という点であった。このようにして、「立法と行政および公正で衡平な協定ができるような調停者としての役割を供与することが、国家の責任となり、「すべての西欧諸国で、国家がすべての経済政策を計画的に再調整することによって、完全雇用を維持するという確約を与えた」のであった<sup>8)</sup>。

しかしこうして漸進的に達成された利害の調和は、ミュルダールによれば、市場諸力の自由な作用によって可能になると考えられてきた古

い自由主義的な調和ではない。「まったく反対に、それは実際には、一つの長い歴史的過程から結果したものであり、その間に市場の諸力はつねにますます強く、また効果的に、公私の干渉行為によって規制されてきており、したがってこれらの干渉行為がいつそう多数化し、また重要化するにつれて、それをますます包括的に整合し、計画化しないわけにはいかなかった。実現されつつある調和は、したがって“創造された調和”であり、それは干渉と干渉の計画的整合とによって創造されたものである<sup>9)</sup>。

しかし創造された調和に向うこの過程、すなわち計画化への展開はミュルダールによれば、「相対的にきわめて高度の社会的調和にまで進化したもの」であるが、「それは、なお著しくいつそう偶然的で、非直接的、また非目的的に生じたのである。すなわち国家や他の多くの集団が、市場の諸力の作用に対して、はてしなく続く一連の干渉行為をしたことによるものである。」「結局公共的、半公共的および私的な団体が行なうこれらいつさいの干渉が累積した結果と、これらの団体が必要としたところのあの漸進的な計画的整合とが、一步一步福祉国家の「創造された調和」に近づいてきたのである<sup>10)</sup>」（太字はミュルダール）。

以上の要約から明らかになるのは、ミュルダールの「福祉国家」説は、経済過程への国家干渉に立論の主要な力点が置かれており、福祉国家と国家干渉とがほとんどシノニム（同義語）として位置づけられていることである。したがって国家についてのミュルダールのこのような把握（あるいはつきつめていえば政治思想）は、どのような思索と論理によって生み出され、体系化されたものであるか、を検討することがつ

ぎのポイントとなる。

## 2. 「福祉国家」と国際経済の分裂

最初に指摘しておかなければならないのは、ミュルダールのいう西欧的福祉国家とは、いうまでもなく北米、西・北欧諸国に、日本およびオーストラリア、ニュージーランドを加えた、世界のごく狭隘な諸地域すなわち工業化諸国に限定されていることである<sup>11)</sup>。すなわちミュルダールが強調しているように、「福祉国家は国民主義的なものであり<sup>12)</sup>」、国際経済は福祉国家の形成という点でみれば分裂化傾向を示していた<sup>13)</sup>。1950年代末の時点における世界経済の状況に関するミュルダールの基本的な認識と評価は、つぎのようなものであった。すなわち世界経済には

(1) きわめて富裕な国の小集団と、極端に貧困な国のはるかに大きな集団がある。

(2) 前者の集団に属する国は、全体として、継続的な経済発展の型にしっかりとハマり込んでいるが、後者の集団においては、平均の進歩がより緩慢である。それは多くの国が、平均所得水準に関するかぎり、停滞もしくは後退からさえも脱出できないという不断の危険にさらされているからである。

(3) したがって、大体において、最近数十年間に、開発国と低開発国との間の経済的不平等はますます増大の一途をたどっている<sup>14)</sup>。

ミュルダールのこのような認識の背景には、伝統的な経済理論をもってしては、この国際的不平等の問題に接近することは不可能だという基本的認識がある。ミュルダールはつぎのようにいう。「……従来の理論的接近は、経済的不平等の問題と取組むのにあきらかに不適切であ

る。いっそう具体的にいうならば、国際貿易理論の研究は、いかに周到なものでも、いかにして国際的不平等の事実が生まれたか、なぜ不平等が増大する傾向があるかについての十分な因果的説明をあたえることができない<sup>15)</sup>」。

伝統的な経済理論がなぜこの不平等を説明することができないかについて、ミュルダールは、「経済理論の伝統的な偏向」と、「理論の諸前提が非現実的であること」とをあげ、そのような「非現実的な前提のひとつ」として、「安定均衡」の概念を批判の対象とする。ミュルダールによれば、「安定均衡という観念は、多くの場合、ある社会体制の変化を説明する場合に選ぶには間違った類推である」。なぜならば、「正常の場合においては、社会体系における自動的自己安定化に向うそのような傾向はない」からであり、「体系はそれ自体では諸力間のなんらかの種類の均衡に向かって動いているのではなく、むしろつねにそのような状況から乖離する動きをもっている」からである。

ミュルダールによれば、経済社会におけるある変化は、平衡的な変化をひきおこすのではなく、「体系を動かすような促進的な変化をひきおこすのであり、そのような循環的な因果関係のために、ある経済過程は累積的となり、またしばしば加速度的にその変化を速めるのである」。このようなものが、ミュルダールのほとんどすべての著作の基底にあって、かれの経済分析に関する判断や評価を律する基本的な概念となっている「循環的、累積的因果関係」(cyclical, cumulative causation)の理論である。

ある問題における2つの要因の関係は、つぎのように把握される。「もしもこの二つの要因のいずれかが変化するならば、それは必ずや他

の要因の変化をもひきおこし、そして一つの要因の変化が他の要因の反作用によって絶えず助長せられ、それが循環的な仕方ですすむような相互作用の累積過程を開始せしめる<sup>16)</sup>。」

このような理論的前提に立って、ミュルダールは、まず「一国内における地域間の経済的不平等への傾向」を指摘する。ここでの批判の主題は、古典派理論が説いた資本、労働、財貨ならびに役務（サービス）の適正配置による均衡のとれた経済発展の理論である。ミュルダールによれば、労働、資本の移動および貿易（商品の移動）は、それをつうじて累積過程が進行する媒介であり、経済活動の拡張しつつある地域への生産諸要素の移動は他の地域への「逆流効果」を持ち、不平等を増大させるような効果をもつ傾向がある。

もちろんこのような「逆流効果」と同時に、経済活動の中心地域から他の地域に対するある種の遠心的な「波及効果」も作用する。しかしこの二つの種類の効果は互いに均衡をたもってはいるが、この均衡はけっして「安定均衡」ではなく、諸力の変化によって、あるいは上昇的な、あるいは下降的な累積運動をひきおこす<sup>17)</sup>。

このようにしてミュルダールは、「市場諸力の自由な働きのなかには、地域間の不平等をつくり出す固有の傾向があること、このような傾向はその国が貧しければ貧しいほどますます有力となることは、自由放任主義のもとにおける経済的低開発や開発の最も重要な法則の二つである」という結論に到達する。

### 3. ミュルダール「福祉国家」論の評価

以上にごくラフにスケッチしたようなミュルダールの「福祉国家論」は、包括的、体系的な

「国家論」という観点からみれば、どのように評価できるであろうか。他の追従を許さないその特徴あるいは特異性をまず指摘すれば、ミュルダールに特有の「循環的、累積的因果関係」の理論にゆき着く。すでに指摘したように、ミュルダール理論の出発点となっているのは、それまで経済学の主流を形成し、マルクス学派および制度学派を除くほとんどすべての経済学派によって容認され、その理論体系の中核に据えられてきた「安定均衡」という前提の真向うからの否定であり、この前提を立論の出発点とすることに対する明確な、断乎たる否認であった。このことについては上に詳述したとおりである。

これに反して、ミュルダールが「福祉国家論」あるいは低開発地域の「開発」問題を検討するにあたって、それらの立論の出発点とした「累積的因果関係」の理論は、市場競争の帰結として発生するのは、あくまで「不均衡」であり、こうした不均衡は市場諸力の相互累積作用の結果として生み出されるものであるという基本的認識であった。ここでいう不均衡とは、西欧をはじめとする少数地域への「福祉国家」の偏在、あるいは世界経済における開発と低開発の同時併存などを意味している。これらはたんに1950～60年代だけでなく、現時点（21世紀初め）においても世界経済に広汎に、強固に残存する最大の矛盾であり、不均衡だといえる。

このような基本認識は、たんに国家論だけでなく、アメリカにおける「黒人問題」をも含めたミュルダールのすべての著作に共通する立脚点だとみることができる。以上のことをもって、ミュルダールの経済学説を「異端」とはいわないにしても、少なくとも「異色の」、あるいは「特異な」内容や意義を持つものと評価することは

可能であろう。筆者はこうした観点に立って、ミュルダールの学説を早くから高く評価してきたが、現時点でもこうした評価はいささかも変わらない。

しかしミュルダールの「福祉国家論」に立ち返って、問題点（またはそのディメリット）を再検討するならば、そこには重要な弱点あるいは遺漏が潜んでいることが明らかになる。それは「福祉国家論」の論理や内容構成において、ミュルダールが経済過程への「国家干渉」——dirigism すなわち「経済計画」にあまりにも力点を置きすぎた結果、50～60年代の西欧的福祉国家におけるもう1つの重要な特徴である産業国有化ならびにその意味内容、役割の検討がほとんどなおざりにされ、あるいは前者ほどの高い評価が与えられていないことにある。

産業国有化は、経済の「計画化」、国民経済の発展の誘導とならんで、かつての西欧的福祉国家の車の両輪を型造る役割を果たしてきたものであった。イギリス、フランス、イタリア、オランダ等の諸国における産業国有化ならびにその役割は、すでに1930年代後半から、国家の重要な責務とされ、多くの西欧諸国はこれを経済発展（マクロ経済の量的拡大ならびにそのための経済諸資源の適正な配分）の重要な達成目標と位置づけてきた。こうしたこと背景には、1929～32年恐慌と、それによってもたらされた各国国民経済の長期不況、国内外の需要の収縮および国民経済の不均衡な発展などの現実が潜在していたことは、いうまでもない。さらに1930年代における西欧諸国のこのような不均衡が、ミュルダールのいう「循環的、累積的因果関係」の所産であったこともまた、いまではほとんど疑う余地がない。

ミュルダールが産業国有化について、『福祉国家論』において関説している個所はごくわずかにすぎず、ほとんど2ページに充たない。ミュルダールは大規模な産業国有化について、つぎのようにいう。「銀行、保険会社および諸産業の公有化を求める彼ら（筆者注——左派）の要求も有力化することはなく、こうして一度も累積的勢力を築きあげることがなかった。……大規模な国有化というものは、もちろん“計画経済”の一つの極端な亜種である」。「国有化というものは、単に彼ら（筆者注——社会民主主義者）の政策の基本的目的に到達する一つの手段であることができただけである。だが、福祉国家が発展するにつれて、これらの目的は他の手段によって大部分は達成され、国有化はもはや必要ではなく、あるいは著しく望ましいものでさえなくなったのである<sup>18)</sup>。」

ミュルダールは、西欧的福祉国家における産業国有化の役割や意義をそれほど高く評価しない理由として、つぎの2つのものをあげている。第一にかれの母国であるスウェーデンにおいては、それまで4半世紀以上にわたって政権に就いてきた社会民主労働党が公式の綱領で国有化の線を公約してはいるものの、「なんら国有化に向う大きな動きはなかった」という事実である。

第二にスウェーデンにおいては「非常にむかしからの一遺産として、広大な領域にわたる土地、森林および鉱床を都市当局といっしょになって、大部分の水力を自由に処理し、また国家が鉄道を経営し、また都市当局とともに、その他ほとんどすべての公益事業をつねに所有してきた」という事実である。このようにして将来の福祉国家では、「一特定産業を国有化するかどうかという問題は、政治原則の問題としては、しだ

いに目だたなくなり、ますます実践的便宜の問題となるであろう」。ミュルダールはこうしたことの正反対の事例として、国有化の問題が最近に至るまでイギリスの政治でいっそう重要な役割を果たしてきたのは、「初期状況の差にもとづくほかに、多くの私企業の合理化と能率のおくれや、消費協同組合や国家による私企業の有効な社会的統制が相対的に欠如していること、租税体系中にさまざまな……抜け穴が存在していることなどに負うところがきわめて大きい<sup>19)</sup>」と断定している（太字はミュルダール）。

スウェーデンとイギリスとの産業国有化問題に対する対処の方法・態度の相異や、その歴史的根源についてここでは、検討を省略せざるえない。しかし、スウェーデンの事例だけで、他の大部分の西歐的福祉国家における産業国有化問題の広範な、根本的な検討と評価を、上記のような一般論で解消してしまうことには、疑問や異論の余地が残るところだが、本稿では詳説を省略しなければならない。

## II. 1970年代以降の「現代国家」の位相とその特徴

### 1. 生産と資本の「国際化」

前節で検討したG.ミュルダールの「福祉国家論」は、本稿の初めに指摘したように1950～60年代の戦後第一段階における、主として欧米工業諸国で一般的定式化が可能となる現代国家の相貌と特徴であった。その意味ではミュルダールの「福祉国家論」は、当時の国家の性格や本質をかなりの程度適確に捉え、その理論的体系化を試みた、おそらく最初の業績だったと評価することができる。

しかし1960年代末からしだいに胎動しつつ

あった世界経済の根本的な変動の徴候は、1970年代初頭（正確には1973年）に至っていっきょに表面化し、世界経済総体としてはもとより、各国の個別国民経済もまたこれによって深刻な影響と変動をこうむることになった。1973年が世界経済の根本的な「転換点」とされていることは、いまや周知の事実となっている。

このような転換をもたらした契機となったのは、アメリカの金兌換停止（73年8月）、これによるIMF体制の崩壊、さらにはOPEC（石油輸出国機構）諸国による原油価格の4倍引き上げ（同年10月）などの出来事であった。これらの出来事によって、世界はそれまでの発展の枠組や基盤（いわゆる世界経済のレジーム）の弱体化あるいはそのほぼ完全な喪失をよぎなくされ、著しい不確実性（uncertainty）、脆弱性（vulnerability）を内包することになった。こうした根本的な変動については、すでに周知の事実であるので、本稿では詳述を避けなければならない。

しかし現代国家の位相とその役割の検討という本稿の課題との関連でいえば、まずつぎの2つのことを明らかにしておかねばならない。それは第一に、この「転換」の総合的評価であり、第二は「転換」によって個別国民国家ならびにそれによって形成される総合的システムがどんな影響をこうむり、どんな変貌を受けとったかというポイントである。

まず指摘しなければならないのは、この「転換」は国際的な（あるいは世界経済の）側面において発生したものであったことである。すなわちIMF体制の崩壊と、原油価格の大幅引き上げがそれであるが、この2つの契機は、それまで形成され、強固なものとして受容されてき

## 資本主義と現代国家 (1)

た世界経済のレジームとシステムを根底から揺るがし、ついには崩壊の淵に追いやってしまった。こうした状況をもたらした動因は、どのようなものだったのだろうか。

まずあげなければならないのは、資本（世界の代表的巨大企業）の力能の巨大化であり、それが国民国家（Nation State）と、国民経済（national economy）、さらにはそれらの集合体である国際通貨機構をしだいに逼息させ、変貌させて行ったことであった。具体的にいえば、すでに1950年代末から個別国民国家の領域を大きく超えて、広範な諸地方、諸領域にその活動範囲を拡げていた超国籍の巨大企業（transnational giant corporations）が、多年にわたって蓄積し、堆積してきた、（比喩的にいえば）巨大なマグマが、リヴァイアサン（Reviathan）<sup>20</sup>のごときその巨姿を地表に現わしたのであった。

巨大超国籍企業（mutinational corporations）の活動や力能については、すでに内外で汗牛充棟と呼ぶに値するほどの書籍が刊行されているので、その活動について詳述を省略しなければならない。

最大の問題点は、多国籍企業の「国境を超える」活動が、国民国家の境界をほとんど無意味なものとし、いまやその線引きはあたかもモザイク模様のように重なり合い、錯綜したものになってしまったことである。いまでは再生産と利潤の取得さらに資本蓄積の領域は、国民国家と国民経済の領域内に限定されず、その狭隘な領域の内部に踞踏しているのではない。

## 2. 資本と国家の「領域の不一致」と「一対一の非対応」

対外直接投資の増加による海外生産の増大

（いわゆる生産「国際化」）の進展によって、資本と国民経済あるいは国民国家との相互関連や相互関係について根本的な再検討の必要が生じたことを主張し、これについてきわめて示唆に富んだ問題提起をはじめておこなったのは、筆者の知るかぎり、イギリスのいわゆる新左翼（New Left）の理論家たちであった。その筆頭として、まずロビン・マレイ（Robin Murray）の所説を検討することにする。マレイは、大規模な国際企業が、これまで国際経済したがって国際関係全般の基礎的なカテゴリーとされてきた国民国家（Nation State）よりも、はるかに重要な意義を持つようになったという前提から出発する。マレイによれば、戦後における国際企業の急速な活動領域の拡張によって先進諸国間の相互滲透の過程がはじまり、こうして資本と国家（あるいは国民経済）とのあいだに「領域上の不一致」（territorial non-coincidence）という状態が生じるにいたった。

したがって現在提起されている問題は「国際経済制度の相互滲透にともなって、そのなかで資本主義的国民国家がいぜんとして基礎的構成要素でありうるかどうか、あるいは資本制生産の領域的拡大によって強力な国家による弱体な国家の事実上（de facto）の従属化か、そうでなければなんらかの超国家的形態をつうじて、国家機能の調整の平行的な拡大が必要とされるようになったのではないか」という点にある<sup>21</sup>。

こうしてマレイは、空間的領域における資本と国家との対応関係を検討する。マレイによれば、資本主義の国民的段階においては、私的資本の活動と国家の機能<sup>22</sup>とは領域的に完全に一致し、両者の活動の圧倒的部分がおなじ地理的空間をカバーしていた。しかし1950年代以

降、貿易、投資、金融などの形態で資本主義経済の国際化が著しく進展するようになると、販売、利潤および主要企業への融資などの形態で、外国の経済領域の重要性が増大するにいたった。海外に進出する資本と（当該国）国家とのあいだの「領域の不一致」(territorial non-coincidence) という現象が表面化したのは、この過程が発達した資本主義諸国の大部分の市場において進行したからであった<sup>23)</sup>。

一方資本市場においては、ユーロ・ダラーが一つの市場をつくり出し、実質的に国際金利の基準となるに至った。ユーロ・ダラーは為替リスクが少なく、移転手数料が安く、また先物為替市場はユーロ・ダラー相場に左右されるようになっており、こうして国際通貨制度はますます危機にさらされるようになった。

ユーロ・ダラーの例にみられるように、信用の源泉が国家統制をまぬがれ、海外から利率が規制され、さらに国際投機が発生しやすくなったことは、国家機能の減退をもっともあざやかに象徴するものであった。これに加えて、国際企業そのものもまた資金調達源泉の外部（ユーロダラー市場、リーズ・アンド・ラグスによる為替差益）への依存度を高めるとともに、他方では企業内部の移転価格操作 (intra-company transfer pricing)、留保利潤からの再投資などによって、いわゆる自己資本比率を高めた。このことは国際企業に金融的自立を許し、これらの諸分野における国家の伝統的な政策手段の効力を著しく減退させる結果をもたらした<sup>24)</sup>。

以上のような分析をつうじて、マレイはつぎのような結論を提示する。すなわち、対外拡張の時期には資本と国家とのあいだにはかならずしも必然的な結合はなく、国際化の結果として

現存の国家はしばしばその権力の減退という被害をこうむる<sup>25)</sup>。

つぎにおなじくイギリス新左翼の理論家ボブ・ローソーン (Bob Rowthorn) の見解を要約してみよう。現代における資本と国家とのアプリアリの一体性ならびにその過度の強調を拒否する点では、ローソーンの所説の出発点はマレイのそれと同じである。ローソーンもまた、資本の強さと国家の自主性とのあいだに、本来一対一の対応性はないことを指摘することから出発する。ローソーンがその例証としてあげるのは、イギリスにおける資本と国家および国民経済との相互関連ならびに力能の秤量である。これらについてローソーンはつぎのように述べる。

「イギリスの大資本は、いまなお世界最強の資本の一つである。……イギリスの会社はつねに世界的な規模で営業活動を行っており、シティにある最大の銀行網ならびに金融諸機関によって側面から支えられている。しかしイギリス国家はイギリス資本主義の特殊な諸利益だけを排他的に追求してきたわけではなかった。それどころか、イギリス政府の経済諸政策は、資本主義世界の国際諸機構、最大の帝国主義国アメリカの忠告にきわめて敏感に反応した。……逆説的にいえば、イギリス国家の弱さを説明するのは、たんなるイギリス資本主義の没落ではなく、イギリス資本の世界的な諸活動の強さそのものなのである……<sup>26)</sup>」(ゴチックはローソーン)。

ローソーンによれば、イギリス経済が世界経済に統合される度合が高まるにつれて、それはますます他の諸国からの影響を受けやすくなったが、イギリス国家はこのような動向に対して

ほとんど無力であった。したがってイギリスの大資本としては、国内経済の成長によって利潤を入手しうる見通しがいっそう逡巡する一方で、海外市場における利潤はいぜんとして確保しなければならない。したがってイギリス・ブルジョアジーの指導的部分は、自分たちの弱さによってではなく、イギリス国家ならびに自分たちの基盤であるイギリス経済の弱さによって、「国籍を離脱した」(de-nationalized)のである。一方海外におけるイギリス大資本の強さは、イギリス経済の弱さを倍加することにもなった<sup>27)</sup>(太字はローソン)。

ローソンの主張は要約すれば、現代における資本と国民国家との相互関連はけっして先験的に一体ではなく、国家ならびに国民経済が相対的に弱体であっても、資本は活動領域の拡張あるいは資本の国籍離脱によって、十分に強力でありうるということになる。このことは逆にいえば、資本が強力であっても、あるいは強力であるゆえに、国家または国民経済が弱体化し、そのような状態のまま長期にわたって推移するということにもなる。国民経済や国家がそれほど強力ではないオランダ、ベルギー、スイス、スウェーデンなど西欧諸小国における資本と国家との対応関係については、こうしたことがいっそう妥当するといえるであろう。

以上に要約した R. マレイ、B. ローソンらの所説は、戦後とりわけ 1970 年代以降の世界経済においては、資本と国家ならびに国民経済とのあいだに相対的独自性と一定の乖離傾向が表面化し、それらの傾向がいっそう強まることをいち早く指摘したという点で、きわめて先駆的な意義をもつものであったと評価することができるであろう。筆者はこの三者の相互自立性、

相対的乖離あるいは相互関係の認識と、その理論化とが、今後の世界経済分析の出発点にならないと考えているが、これについてはいずれ稿を改めて論じることにした。

### 3. EC=EU における国民経済領域の開放

生産と資本の「国際化」の進展、資本と国家の活動の「領域上の不一致」の傾向を促進した第二の、より強力なファクターとして、EC (欧州共同体、のちに EU—欧州連合) の形成と発展をあげなければならない。周知のように、EU は 1958 年末、欧州経済共同体 (EEC) として 6 か国をもって発足し、同時に輸入数量制限の撤廃、対外共通関税の導入など伝統的通商障壁を除去するとともに、交換性回復によって、通貨の対外的自由化をも実現した。次いで 1973 年 1 月には、イギリスなど 3 か国の加盟によって、拡大 EC は 9 か国となり、その後スウェーデン、スペイン、ポルトガル、ギリシャ等の諸国の加盟により、EC は 15 か国に拡大された。

しかし 1960~70 年代をつうじて、EC の発展はけっしてスムーズではなかった。農産物統一価格の設定など農業問題の取り扱いあるいは共通財源への拠出ならびに配分などの懸案をめぐって、60~70 年代にいくたびか「危機」に陥ったが、1980 年代後半、ドロール委員長の就任とともに経済統合の急速な進展がみられ、1990 年域内市場 (1992 Internal Market) の開設を経て、1993 年末の欧州連合条約 (Treaty on European Union) の調印によって、欧州統合はようやく所期の目標に大きく接近し、統合は曲りなりにも軌道に乗ったかにみえた。しかし現時点では、東欧諸国の新規加盟による EU

の25か国への拡大をめぐる、新たな難問に逢着しているかにみえる。本稿はEUの経済・政治統合の前途を展望し、問題点を指摘するのが目的ではないので、本節の初めに提起した問題、すなわち資本と国家、国民経済の活動の「領域上の不一致」あるいはこの三者の乖離というポイントに立ち返って、論旨をすすめなければならない。

欧米巨大企業の活動領域の拡張は、周知のように第二次大戦後初めて開始された現象ではない。それはすでに19世紀末、欧米諸国の巨大寡占企業が、これらの地域を基盤として生産、販売等の活動を開始した当初から、通有の傾向として生まれ、発展してきたものであった。アメリカはもとより、イギリス、フランスをも含め、さらにはオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スイスなどの「小国」をも加えて、これらの地域に所在する巨大諸企業は、当初から銀行をはじめとする金融諸部門を頂点に据えた一大コンツェルンを形成し、その活動領域をあらゆる地域、諸国に拡張してきた。これらの巨大コンツェルンは、生まれながらにして「超国籍」企業であり、いくつかの場合、その売上高に占める自国市場のシェアはごく微々たるものにすぎない、というケースすらまれではない<sup>28)</sup>。

しかし1950年代末アメリカ巨大企業が、西欧（とりわけEEC）諸国への対外直接投資（Foreign Direct Investment—FDI）を増大させ、アメリカFDIの分布の地域別シェアの大きな部分がカナダ、中南米地域から西ヨーロッパ地域へ移ったとき、工業諸国巨大企業の「超国籍化」は、「普遍的定在」現象（l'ubiquité）となるに至った。こうした現象が生じたのは、当初アメリカの対欧FDIの増大の趨勢に立ち

遅れていた西欧諸国の対米FDIが、1980年代に入って逆転し、後者が前者を上回るにいたったためであった。1960年代末に、スティーヴン・ハイマーとロバート・ローソーンは、早くもこのような状況の出現を予測し、両者の世界市場競争の帰趨が、ますます両者のそれぞれの国民経済規模（国民所得水準）の増大テンポ（経済成長率）に依存するようになることを予測した<sup>29)</sup>。このことは、工業地域の国内市場の相互開放のテンポが70年代後半に入っていちだんと加速化し、こうして世界市場競争がいつそう激化の度を加えたことを意味するものであった。

EC域内における巨大企業どうしの相互協力、域内における集中合併の動きは、当初（1960年代～1970年代前半）アメリカ企業の対欧進出にくらべて著しく立ちおくれていた。EC諸国巨大企業の企業間協力、相互間の集中合併の大きな比重は、当初アメリカ巨大企業とのそれによって占められ、域内企業相互の集中合併がはかばかしく進行しないことを憂慮したEC委員会は、1970年3月に公表した『共同体産業政策に関するメモランダム』のなかで、域内企業どうしの集中合併の促進の必要を強調した。このメモランダムの結論として提起されたのが、域内企業相互間の集中合併、法人格を個別加盟諸国にではなく、ECに置くいわゆる「欧州会社」（European Company）の設立<sup>30)</sup>、そのための法的整備とその成文化（「欧州会社法」の作成）であった。

その後こうした法律の作成は実現せず、勧告の趣旨はついに生かされなかったが、これを契機として、EC諸国企業どうしの協力による産業基盤強化の必要が次第に認識され、いくつか

の重要産業部門において、加盟諸国国内の会社法その他の関連諸法規の許容する範囲内で、実質的に「欧州企業」と呼称しようような新企業が誕生するにいたった。それらの多くは、共同持株会社 (joint holding company) を最高決議機関とし、あるいはそれぞれの共通子会社 (joint subsidiary) 間で、投資、生産、販売あるいは市場分割に関する協力など営業、企業戦略を統一的に作成、運用しようとするものであった<sup>31)</sup>。

#### 4. 「1992 年域内市場」の評価

EC 域内における国内市場諸障壁の撤廃、その開放の動きを大きく前進させる役割を果たしたのは、1992 年末を目標とする「1992 年域内市場」(Internal Market 1992) の発足であった。「域内市場」とはその設立をはじめて明文化した『単一欧州議定書』(“Single European Act”) 第 13 条によれば、「商品、人 (persons)、サービスおよび資本の自由移動が保証された。内部障壁を持たない地域」のことである<sup>32)</sup>。この市場は、いわゆる「4つの障壁」すなわち「物理的障壁ならびに技術的障壁の撤去、公共調達自由化および付加価値税率の統一、金融の自由化の実現を意味する。この4つの障壁の撤去によって、どのような経済効果が発生するかを、EC 委員会が公表したモノグラフを手がかりとして概観すれば、およそつぎのとおりとなる。

まず 1988 年末～92 年初頭におけるいわゆる残存諸障壁 (委員会によれば 279 件) のうち国境諸規制 (いわゆる「物理的諸障壁」) の撤去による公共、民間双方のレベルにおける国境手続簡素化の直接コスト、関連行政コストの節減は約 90 億 ECU、域内貿易額の 1.8% に相当する。

つぎに「技術的障壁 (工業規格、ラベル、広告等のコマーシャルに対する国ごとの規制、公共買付からの国外供給者の排除) の撤去をも加えて計測すればコスト節減効果は 400 億 ECU に達するが、これは企業の総コストの 2% 弱、EC 諸国全産業部門で生み出される付加価値総額の 3.5% に相当する。

さらに政府購入関連諸部門 (エネルギー、輸送、事務用機器、防衛用機材)、金融サービス諸部門 (銀行、証券、保険業)、道路・航空輸送部門では、コスト・価格引き下げ効果は総コストの 10～20% に達する。つけ加えるならば、残存諸障壁の撤去によるコストの節減には、上述のような直接的効果のほかに、いわゆる「X 非効率」(X-inefficiency) と呼ばれるものの削減や低下によって生ずる間接的効果も含まれる。すなわち諸障壁の撤去によって生じる競争の激化がもたらす効果 (たとえば独占的高利潤の圧縮その他)、規模の経済 (economies of scale) の利用による効果がそれであり、これらを総合すれば、競争が活発に行なわれない静態的状态にくらべてその効果は 2～3 倍にのぼる。

これらの諸障壁の撤去によって出現する競争的市場からえられる利得 (gains) は 1250 億～1900 億 ECU に達する<sup>33)</sup>。

つぎに EC 委員会が作成したもう 1 つのモノグラフは、域内市場の中期的マクロ経済効果のうち「もっとも強力な国家の支援措置 (公共投資の拡大、所得減税等) がえられた場合」には、中期的なマクロ経済効果として、GDP の 7.5% の増加、消費者物価の 4.3% の低下、570 万人の新規雇用が生じることになると予測した<sup>34)</sup>。

単一市場計画が、EU 加盟諸国のファンダメンタルズ (基礎的諸指標) の改善あるいは上昇

にどれだけの貢献を果したかについての総合的計測はまだ公表されておらず、その最終的な評価を確定することは困難である。しかし、EU委員会の単一市場担当委員であるマリオ・モンティ (Mario Monti) が責任者となり、テーマごとの38冊の報告書を総合して作成された約1万ページに及ぶレポートによれば、計画の発足がもたらした「単一市場効果」は、それほど芳しいものとはいえないようにおもわれる。

このレポートはまず単一市場形成のプラス面での指標として、①1%以上のEUの産出の増加、②雇用水準の30~90万人の引き上げ、③インフレ率の1~1.5%の引き下げ、④追加的な対外直接投資の吸引、⑤比較的貧しい構成国の、豊かな構成国よりも速い成長、⑥域内相互貿易の増大、などの諸点をあげている<sup>35)</sup>。

つぎにレポートは、域内市場計画の「期待外れ」であった点として、①大企業グループと中・小規模企業グループとのあいだの収益率格差、②計画実行に要した予測以上の時間、③ヨーロッパ企業の競争力強化の未達成などのポイントをあげている。結論としてこのレポートは、「単一市場を取り巻いていた最良の希望も最悪の恐れも、ともに現実化しなかった」と規定している。「貿易障壁の除去がよりいっそうの競争をつくり出し、価格とコストの引き下げ、顧客の需要の刺戟、更なる効率関連投資の促進、大規模な雇用創出という展望を、1990年代初頭の世界経済の景気後退が早々と葬り去った」。「単一市場はまた、比較的貧しいEU構成国の間に、より競争的な市場において損害を受け、そして豊かな構成国の産業に押し潰されてしまうかもしれないという不安をかきたてた<sup>36)</sup>」。

さらにレポートはいう。「一般的に、ある特

定の部門の変化の原動力が単一市場であったと明らかに認められる事例は、比較的まれである」(ゴチックは本レポート)。結局このレポートは「単一市場が変化の触発者となり、一つの環境づくりに貢献してきた」という点に最大の評価のポイントを置いているが、このような役割が果されたのは「航空運輸、衛星放送、卸売銀行業務、自動車製造、テレコム(遠隔通信)、移動電話の領域においてであり、対照的にヨーロッパの小売銀行業務と保険、製薬およびエネルギー産業の多くは、その構造を変えておらず、各国毎に編成されたままになっている。……個々のヨーロッパ人のほとんどが、今なお、彼ら自身の国籍の、あるいは少なくとも彼ら自身の国の内部に基礎を置く金融サービス企業に対して選好を示し、医学上の安全およびエネルギー安全保障上の名のもとに、各国政府が医薬品やエネルギー産業に対して管理を続けているのである<sup>37)</sup>」。

この『モンティ・レポート』は、『1992年の経済学<sup>38)</sup>』や『チェッキニ・レポート』などEC委員会の公式レポートが、単一市場のもたらす経済効果や前途について、兎角楽観的な、バラ色の見通しを基調としていたのに対して、そのマイナスの側面を客観的に評価し、潜在する問題点を率直にえぐり出したという意味で、多くの示唆を含んだ、評価に値するレポートだといえる。

とはいえ筆者は、単一市場(92年域内市場)の効果や役割を、まったくネガティブにのみ捉えているわけではない。それどころか、その効果や役割を、ある程度ポジティブに評価し、長期的にみればEU経済統合の進展に一定の貢献を果したし、今後もそうであろうと考えている。

具体的にいえばその貢献とは、『モンティ報告』が明らかにしたように、「企業はますます汎ヨーロッパ的戦略を追求し、EU 域内の他の市場に参入しようとするようになる」というポイントである。こうした変化を『モンティ報告』は「触発者」の役割と呼び、前掲のすべての領域において「市場アクセスはいっそう自由になり、国境を越える競争、販売、合併は増大した<sup>37)</sup>」と評価した。すなわち同報告が最も高く評価したのは、要約すれば、単一市場の創設による競争促進効果であったとみることができる。

以上に概説したような 92 年域内市場の創設ならびに金融システムの自由化の導入と、表裏の関係にあるのが、EU 加盟諸国の国家主権の問題である。すなわち EU 諸国の市場開放を直接の目標とする上述のような諸措置が、EU の最高議決機関である閣僚理事会 (Council) および執行機関の EU 委員会 (Committee) のイニシアティブのもとに立案され、決定されたところから、当然、加盟諸国の国家主権との関連、両者の権限の優先順位の問題が浮上してくる。結論を先にいえば、いまや EU 諸国においては、市場開放に関する諸措置のみならず、いささかでも経済・政治統合に関連する問題であるかぎり、上記の 2 つの機関の立案と決定が優先される。いうまでもなく、そうでなければ、EU の経済・政治統合の進展は期しがたいからである。

こうしたことは、なにを意味するものであろうか。端的にいえばそれは、いまや EU 諸国においては、個別加盟諸国の伝統的な国家主権は、EU のより上位の政策立案・執行機関 (閣僚理事会および EU 委員会) に委譲され、あるいは EU 諸国の合意のもとで共同で行使されていることを意味する<sup>33)</sup>。EU 諸国においては、いま

や伝統的な国家主権がなんらの制約も障害もなく行使され、通用する条件ならびに領域はますます局限され、狭められるようになってきているのである。このようなものが、EU の「深化」と「拡大」によって次第に表面化しつつある現実の姿である。

かつて 50~60 年代には、「福祉国家」として現代国家の典型と考えられてきた西欧 (EU) 諸国における国家の内容や役割は、70 年代以降の世界経済の深刻な基調変化によって、80 年代から現時点に至るその発展の第二期において著しい変貌をこうむり、国家像の再検討と再構成をよぎなくされるに至った。その萌芽は、すでに 70 年代に胚胎していたが、それは 80 年代以降ますます決定的となり、90 年代にはほぼ完全に新しい相貌を顕わすに至った。その新しい「現代国家」はどのような内容と特徴を具え、それを規定している条件や要因はどのようなものであろうか。このようなものが本稿後半の課題であるが、これについては紙幅の都合上稿を改めて検討しなければならない。

注

- 1) Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State*, London: Gerald Duckworth & Co. LTD., 1960. 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』, ダイヤモンド社, pp. 23~24.
- 2) 同書, p. 11.
- 3) 同書, p. 21.
- 4) 同書, p. 23.
- 5) 同書, p. 24.
- 6) 同書, p. 24.
- 7) Charles Albert Michalet, "France", in (ed.) by Raymond Vermon, *Big Business and the State*, Cambridge: Harvard University Press. 1974, p. 115.

- 8) G. ミュルダール, 前掲書, p. 45~46.
- 9) 同書, pp. 48~49.
- 10) 同書, pp. 80~81.
- 11) 同書, p. 81.
- 12) 同書, p. 16.
- 13) 同書, p. 42.
- 14) Gunnar Myrdal, *Economic Theory and Under-Developed Regions*, London: Gerald Duckworth & Co. Ltd., 1957. 小原敬士訳『経済理論と低開発地域』, 東洋経済新報社, 1959. pp. 4~5.
- 15) 同書, p. 8.
- 16) 同書, p. 19. なお「循環的累積的因果関係」というミュルダールの基本的概念が最初に提起されたのは、これまたかれの名著の1つである『国際経済学』においてである。ミュルダールはつぎのように述べている。「基本的な事実、どんな要因のどんな変化でも、他の諸要因の変化を引きおこすような、社会システムのあらゆる要因のあいだの相互依存のごときものの存在である。これらの第二的な変化は、相互作用の過程をつうじて、一般的には、当然最初の変化を持続させる。こうしてある要因の変化が他の諸要因の反応によって、継続して持続される。このようにして、すべてのシステムが最初の変動の方向に向かって動く契機をあたえられることになる」。(Gunnar Myrdal, *An International Economy: Problems and Prospects*, Westport Connecticut: Seenwood Press, Publishers, 1956, p. 16.)
- 17) G. ミュルダール, 前掲書 (注 14), p. 14.
- 18) G. ミュルダール, 前掲書 (注 1), pp. 76~77.
- 19) 同書, pp. 76~78.
- 20) 旧約聖書に出てくる巨大な海獣。トーマス・ホッブス (Thomas Hobbes) は 1651 年の同名の著書のなかで、当時を大リヴァイアサンの時代と呼び、「それが強力な権限と力量とを持っているので、人びとはすべて恐怖のために自らの意志を形成することができない」と書いた (Robert S. Ross and Kent C. Trachte, *Global Capitalism: New Leviathan*, New York: State University of New York, 1990, p. 2.
- 21) Robin Murray "The Internationalization of Capital and the Nation State", *new left review*, No. 67, p. 85.
- 22) マレイは国家の「公経済的機能」(economic res publica) として、(1) 財産権の保証、(2) 経済の自由化、(3) 経済の調整 (景気循環に対する規制、経済計画など)、(4) インプットの準備 (労働、土地、資本などの投入諸要素ならびに技術、外部経済の調整など)、(5) 社会的コンセンサスへの介入、(6) 資本主義制度の対外諸関係の運営 (関税、為替管理、差別的課税などの独占的諸障壁) の 6 点をあげている。
- 23) *Ibid.*, pp. 88~92.
- 24) *Ibid.*, p. 96.
- 25) *Ibid.*, p. 109.
- 26) Bob Rowthorn, "Imperialism in the Seventies—Unity or Rivalry?", *new left review*, No. 69, pp. 45~46 (中村、永井、渡会訳『七〇年代の資本主義』所収、新評論, pp. 211~212. ただし訳文は筆者による。
- 27) *Ibid.*, p. 46.
- 28) こうした事例の典型的なものとして、総売上高に占める海外販売高の比率が 90% を超える企業として、Asea Brown Boveri (スイス、工業・農業用機器)、Nestlé (スイス、食品)、Phillips Electronics (オランダ、エレクトロニクス製品)、Roche Holding (スイス、医薬品) などの企業をあげることができる。例年の *Fortune* 誌の TNC 最大 500 社のリストをみれば、このような傾向が歴然とみられ、巨大 TNCs の「脱国籍化」の進行が明白によみとれる。
- 29) 詳しくは、拙稿「国際生産と多国籍企業」、『東京経済大学会誌』No. 223, 2001 年 3 月, p. 144 を参照されたい。
- 30) *La Politique Industrielle de la Communauté: Mémorandum de la Comission au Conseil*, Bruxelles, 1970, p. 7, p. 23.

資本主義と現代国家 (1)

- 31) EC 加盟諸国間の法制, 税制上の相異を克服し, 企業間の協力を実現するために, 各国企業は「国際的集中の混合的形態として, ①単一の board と平等の協力協定, Unilever のケース, ②共同子会社 (joint subsidiary) の設置 (BAC, MBB, Aeritalie のケース), ③共同持株会社の設置 (Michelin = Fiat のケース), 親会社が, 提携相手国企業の子会社の株式を折半所有する), その他さまざまな形態があった (これについて詳しくは, 拙稿「産業政策と欧州レベルの産業育成」, 片山謙二編著『EC の発展と欧州統合』(第7章), 1977年, 日本評論社, pp. 113~117 を参照されたい)。
- 32) Commission of the European Community, *Single European Act, Bulletin of the EC*, 2/86, p. 5.
- 33) Michael Emerson and others, *The Economics of 1992*, Oxford: Oxford University Press, 1988, pp. 3~5.
- 34) Paolo Cecchini, *EUROPA '92: Der Vorteil des Binnenmarkts*: Nomos Verlagsgesellschaft, 1988, 5. 129. Paolo Cecchini and others, *The European Challenge 1992*, Vermont 1988. p. 96. 田中素香訳『EC 市場統合・1992年』東洋経済新報社, 1988年, p. 162.
- 35) Mario Monti, *The Single Market and Tomorrow's Europe—A Progress Report from the European Commission*, London: Kogan Page Publishers, 1996. 田中素香訳『単一市場とヨーロッパの将来——モンティ報告』, 東洋経済新報社, 1998年, pp. 19~24.
- 36) 同書, p. 5, p. 7.
- 37) 同書, p. 8.
- 38) こうしたことの影響, 意味内容, その問題点等については, さしあたって拙稿「EC 通貨同盟の現状と展望」, 『東京経済学会誌』, No 181, 1993年3月, pp. 146~147. を参照されたい。

(未完, 以下本誌次号)  
(2005. 11. 25.)